

# NAKANO FORUM

中野フォーラム | 2022 September | 中野公認会計士事務所

- P2 所長所感  
組織の有り様を考える
- P3 税務相談室  
成年年齢引下げと相続・贈与に与える影響(特例)
- P4 サブスクリプション・ビジネスの収益モデル
- P5 Topics  
相続財産の時価評価について
- P6 コロナ禍の大学入試状況変化について
- P7. 会社の価値
  - 文化街道
  - 秋の七草
- P8 ニュースを読む  
円安の要因

vol.  
**86**



安部元首相が参院選の最中に凶弾に倒れ帰らぬ人となりました。戦前ならいざ知らず、令和の時代に現実として起こってしまったことに恐怖と驚きを禁じ得ません。そしてその凶器が自作の銃であったことにも驚きました。ご冥福をお祈りします。

しかし、世の中は危険と隣り合わせであって不斷の努力によって安全・安心が維持され平和と繁栄がもたらされていることにあらためて気づかされます。そして、特に多様性を尊重する現代社会にあっては様々な考えの人たちが共存して生活していることを忘れてはなりません。また、立場が変われば見え方も変わってくることも当たり前ですが、つい忘れてしまいがちです。情報が溢れる社会にあって誰でも銃が作れる現実を前にリスク管理や社会秩序を維持するための規制の一層の強化が必要であること、そして相互尊重の重要性をひしひしと感じます。

さて、京都に修学旅行生が戻ってきました。各地を行き交う姿は微笑ましく、ようやく京都もある種の日常を取り戻しつつあることを実感します。また、3年ぶりに祇園祭の山鉾巡行も挙行され、五山の送り火も完全な形で実施されました。コロナ退散の象徴となるよう願うばかりです。しかし、コロナを超えた世界はコロナの前に戻るわけではないことを肝に銘じなければなりません。

コロナで見えてきたことは、日本はデジタル化が遅れている、特に官公庁の遅れは尋常ではない一方で行き過ぎた効率化はかえってコミュニケーションを阻害し利己主義や疎外感から停滞を招くことがある、ということです。自社はどちらの傾向が強いのかを見定め対策を講じていく必要があります。組織を構築するにあたっては、その組織が存在している

環境、組織の目的・文化、組織に所属する人材、組織の活動規模などを考える必要があります。様々な組織と関わり合いを持つ中で、意外と抜け落ちているのが「組織の目的・文化」への配慮です。

組織の構築となると現代では組織論における組織体系が人口に膚浅しており、それをひな形のように持ち出していくつかのサンプルから自社の体系を定めて終わりというような例もままあります。しかし、組織の目的・文化を無視して責任や権限を振りかざしても笛吹けど踊らず、組織は機能しません。逆に組織体系が組織の文化を規定してしまう恐れもあることを肝に銘じるべきです。

例えば、法律にもとづいて設置されているような組織でも、その法律が制定される以前から存在していたのか否か、そして法律制定以前の風土や慣習などへの配慮はあるかなどは検討しなければなりません。ルールに従ってのみ組織を構築するのではなく、既にある慣習や風土をどのようにしてルールに落とし込み、そして風土や慣習を生かした組織をどのようにして構築するのかに心血を注ぐ必要があります。法律があって人の暮らししがあるわけではありません。嘗々と続く人の暮らしの中に秩序を保つ方便として法律があるのです。

そういった意味で、どのような組織にしたいのか、どのような目的を達成しなければならないのか、何を重んじる組織なのかは、非常に重要な要素です。特にこれから世の中の組織運営は今までのよう简单にはいかないでしょう。きめ細やかな配慮が必要になってくると思います。そのようなときに自社の目的・文化を再考し、そのうえで外部環境や所属する人材を考慮しつつ組織の在り方を見直すことは大変意義のあることだと思うのです。

## 成年年齢 引下げと 相続・贈与に 与える影響 (特例)



令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引下げられました(新民法4)。

明治29年(1896年)に民法が制定されて以来、20歳と定められてきた成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服するがなくなる年齢という意味を持つものです。

今回の見直しは、若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられますが、税制でも一部の相続・贈与特例等の年齢要件が見直されています。

### 年齢要件が 見直される 相続・贈与特例

- ①未成年者控除(相続税法19の3)
- ②相続時精算課税(相続税法21の9、措法70の2の6等)
- ③結婚・子育て資金贈与特例(租税特別措置法70の2の3)
- ④直系尊属からの贈与に係る贈与税率の特例(租税特別措置法70の2の5)
- ⑤事業承継税制(贈与のみ)(租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5)
- ⑥住宅取得等資金の贈与税の非課税(租税特別措置法70の2、70の3)

①令和4年4月1日以後の相続等について、対象が20歳未満から18歳未満の者に見直されます。また、改正前に同控除を適用し、改正後に2回目の適用がある場合は、控除額の調整計算が必要となります。

②～⑤は、令和4年4月1日以後の贈与について、いずれも受贈者の年齢要件の下限が20歳以上から18歳以上へ引き下げられます。ただし、制度により年齢の判定日が「贈与年の1月1日(上記②④⑥)や「贈与日(上記⑤)」、「資本管理契約締結日(上記③)などと異なる場合には注意が必要です。

相続税関係以外では、令和5年1月以後に開設するNISA口座の開設者の年齢要件がその年の1月1日において20歳以上から18歳となります。

区分	受贈者や相続人等の年齢要件		
	令和4年3月31日以前の 贈与・相続等	令和4年4月1日以後の 贈与・相続等	
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続時精算課税</li> <li>・住宅取得等賃貸の非課税等</li> <li>・贈与税の特例税率</li> <li>・相続時精算課税適用者の特例</li> </ul>	その年1月1日に <b>20歳以上</b>	その年1月1日に <b>18歳以上</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継税制</li> </ul>	贈与の日に <b>20歳以上</b>	贈与の日に <b>18歳以上</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚・子育て資金の非課税</li> </ul>	資本管理契約締結の日に <b>20歳以上 50歳未満</b>	資本管理契約締結の日に <b>18歳以上 50歳未満</b>
相続税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者控除</li> </ul>	相続の日に <b>20歳未満</b>	相続の日に <b>18歳未満</b>

出典：税務通信 3705号(2022年5月30日)

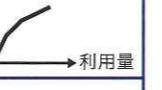
税理士 北村 大作

## サブスクリプション・ビジネスの収益モデル

サブスク（サブスクリプション）という言葉をよく目にするようになりました。サブスクリプションとは、サービスやコンテンツを定額払で利用する仕組みのことを言います。今回は、このサブスクリプションをユーザー視点ではなく、ビジネスモデルとして捉えた場合の収益モデルについてご紹介します。

### 料金設定の例

いくら定額といえども、ワンプライスのみの単純な料金設定ばかりではありません。代表的な料金設定のスタイルを例に比較してみます。なお、②や②bはサブスクリプションではありませんが、サブスクリプションの一部に組み込まれることもあるため、比較対象として含めます。

モデル	メリット	デメリット	
① 単一定額制	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数年縛りとの組み合わせで長期的に安定収益が見込める</li> <li>請求や経理処理が単純である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格設定が高いと新規顧客を取り込みにくい</li> <li>既存顧客からの追加収益が見込めない</li> </ul>	
② 従量課金制	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期コストが安いため、新規顧客を獲得しやすい</li> <li>顧客の利用量が増えれば増大する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス開始時にはコストが先行する</li> <li>収益予測がたてにくい</li> </ul>	
②a 上限付き従量課金	顧客が利用量を拡大しやすい	上限超過分はコストのみが発生し、利益が圧迫される	
②b 変動型従量課金	顧客が利用量を拡大しやすい	請求事務が煩雑になる	
③ 段階課金	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の段階を超えると、比較的大きな追加収益が得られる</li> <li>請求事務が②bほど煩雑ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>段階が上がらないよう、顧客サービス利用を抑制するおそれがある</li> <li>段階が下がると大きく収益が落ち込む</li> </ul>	

サブスクリプションでは、一般的に **新規顧客の獲得** **既存顧客からの収益性アップの可能性** **解約防止** がポイントとされているため、広くユーザーを確保しつつ、コアユーザーには別途、上位サービスを用意するような料金設定を選択されるケースが多くなります。

すべてクリアするのは相当難しいですが、メリット・デメリット、自社の収益性や顧客ニーズを考慮して、どれを選択するか、あるいはどのように組み合わせるかが重要です。

### 他の収益モデルとの組み合わせ

デメリットを他の収益モデルで補うことも有効

#### 動画等多彩なコンテンツを提供する Amazon Prime Video 年間 5,000 円に満たない料金設定で果たして黒字？

💡 ユーザーは動画や音楽に時間費やすことで外に買物に出る時間が削られるため気付けば便利な通販を利用している

→お急ぎ便や送料無料のネット通販で大きな利益を確保できていると思われる

#### 月額料金を支払うことで一部のお酒が飲み放題の飲食店

それでは赤字なのでは？

💡 お客様はお酒のお供についつい料理等を追加注文してしまう

→追加注文で利益を確保できる見込みがあるので有効なビジネスモデルとなる

初めてサブスクリプション・ビジネスを始めとなれば、収益モデルやサービスの選択について、不安をおぼえることもあります。しかし昨今、ネット上にはビッグデータがあふれ、また企業と顧客の双方向コミュニケーションは以前よりはるかに容易になっています。

一度決めた方針に固執せず、顧客の反応に応じて料金設定やサービス内容等を柔軟に変化させていくことができれば、サブスクリプションは常連客を獲得する大きなチャンスになるかもしれません。

## Topics

### 相続財産の時価評価について



令和4年4月19日、不動産の相続税評価を巡り、最高裁は国税庁が勝訴する判決を下しました。

内容は、マンションの相続税評価額について納税者が財産評価基本通達（以下「評価通達」）に従って評価していましたが実態に合っていないと判断され、財産評価基本通達6項（以下「総則6項」）により、不動産鑑定評価額による評価が時価として適正とされた事例です。

最高裁で総則6項の適用を認めるのは初めてで、過度な相続対策が問題視され注目を集めました。今回はこの総則6項について確認していきます。

#### 1. 総則6項とは

総則6項には、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当」と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」と規定されています。

そのため、評価通達とおりに評価をしても不適当と認められると却下されることになります。

#### 2. 総則6項の適用可否

今回の最高裁判決では、被相続人のマンション購入当時の年齢等の状況や相続税の課税価格の合計額が6億円を超えるものであったが、借入れによりマンションを購入していた結果、基礎控除後の相続税の総額が0円になったこと等が影響し、被相続人と相続人が将来の相続を予測して租税回避を行ったと認定されました。

最高裁判決を踏まえて、総則6項の適用に関して具体的な基準が設けられることはませんでしたが、大きく次の要件を満たすことで総則6項が適用されると考えられます。

- 評価通達による評価と時価に大きな乖離があるか
- 評価通達以外の合理的な評価方法があるか
- 納税者の節税・租税回避の目的があるか

#### Q & A 評価通達による評価が認められない場合の疑問点

Q [時価] 評価通達による評価を上回る価額（いわゆる時価）は適正でしょうか。

A 納税者間の公平のため評価通達の定めによって評価することを統一していますが、相続税法22条では財産の価額は取得の時における時価と定めています。そのため、本来すべての財産には時価が適用されるべきです。

Q [租税平等主義] 紳士者は評価通達により画一的に財産を評価していることから、特定の者について評価通達を適用しないことは、租税平等主義に反するのではないか。

A 画一的な評価を行うことが実質的に租税負担の公平に反する場合には合理的な理由があるとして、租税平等主義に反しないと考えられます。

#### 3. 著しく不適当である場合について

総則6項における著しく不適当である場合については、2つのケースが考えられます。

- 評価通達による評価が時価を超えている場合に納税者において時価を求めて申告するケース
- 評価通達による評価が時価と乖離があるため、国税庁において時価を求めて課税処分するケース

今回は国税庁において著しく不適当である場合に注目が集まりましたが、納税者から判断して著しく不適当である場合に評価を下げる目的で総則6項が適用される事例も過去からあります。そのため、納税者側で著しく不適当である場合の適用も考えなくてはなりません。

## コロナ禍の大学入試状況変化について

継続的に人材の採用を行うことが法人継続のために不可欠です。採用する人材の多くを占める大学生ですが、コロナ禍により入試状況に変化が生じています。

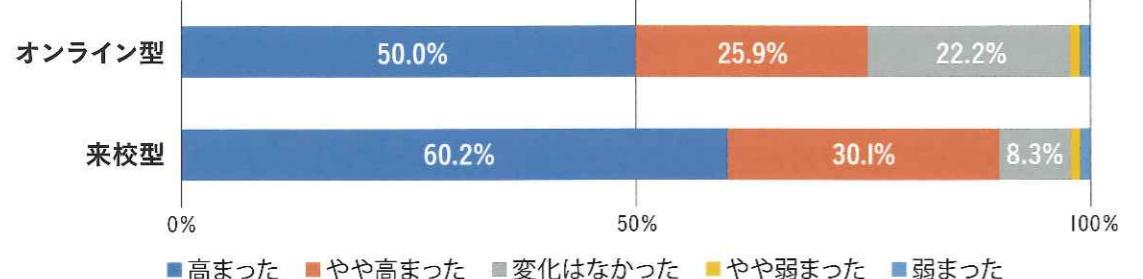
### コロナ禍（2021年度）の大学入試動向について

#### 【感染拡大の影響】

- 一斉休校、他府県への移動制限
  - 学習の遅れ→安全志向へ。遠方の大学から近隣の大学への受験増加傾向。
- 各種イベントの縮小、中止（オープンキャンパスの中止、オンライン化）
  - 地理的関係により参加が難しかった遠隔地の参加機会増加、オンライン化により人間関係が見えず、志望校決定の決め手に欠ける結果に。



#### オープンキャンパス参加後の入学意欲

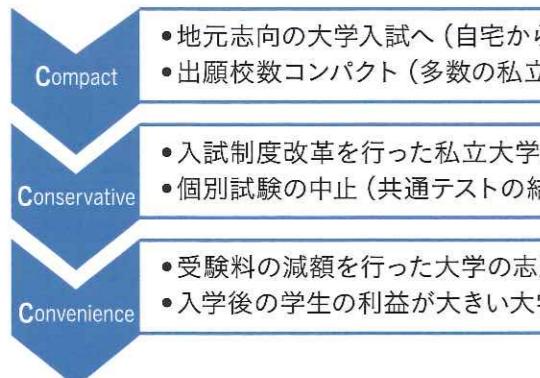


出典：キャリタス進学高校生のための進学調査（2021年5月）

#### 【2021年度大規模な入試改革】

- 思考力・判断力・表現力を重視した評価
- 英語4技能（読む・書く・聞く・話す）の評価
  - 結局、大規模な改革は行われず、従来までの入試動向に与える影響はほぼなし。

#### 2021年度の大学入試の動向（3C入試）



コロナ禍における大学入試の動向は、Compact（コンパクト）、Conservative（保守的）、Convenience（利便性）といった特徴が生じており、同じ大学でも、過去と比べて学生の構成が大きく異なっている可能性があります。企業が希望する人材を確保するために、ターゲットとなる学生の動向に注視し、時代に合った採用対象・時期・採用の方法等を考え続けることが重要であると考えられます。

公認会計士 米村 雲海

## 会社の価値

上場会社の場合「会社の価値」は、市場の売買価格が存在するため〔1株あたりの株価×発行済株式総数〕によって計算されます。

対して、非上場会社の場合は客観的な価値が存在せず、一物多価と言われます。相続税や贈与税の計算は国税庁の「財産評価基本通達」に従うことになりますが、「時価」が必要な時には、①期待される将来の利益やキャッシュ・フローに基づくインカムアプローチ、②類似する（上場）会社や取引事例と比較して相対的な価値を評価するマーケット・アプローチ、③主として評価対象会社の貸借対照表記載の純資産に着目するネットアセット・アプローチといった評価アプローチを用いて算定します。各評価アプローチの代表例には、①はDCF法や配当還元法、②は類似上場会社法、③は時価純資産法などがあります。

一般にM&A等の場面では①の手法が、会社の解散が問題となる場面では③の手法が採用されることが多いですが、会社の支配力があるか否かも考慮されます。

### 三つの評価アプローチ の一般的な特徴

項目	インカム	マーケット	ネットアセット
客観性	△	○	○
市場の取引環境の反映	○	○	△
将来の収益獲得能力の反映	○	○	△
固有の性質の反映	○	△	○

○：優れている ○：やや優れている △：問題となるケースもある

出典：企業価値評価ガイドライン（日本公認会計士協会）

各手法は図表のようにそれぞれメリット・デメリットがあります。採用する手法によって会社の価値は大きく変わり、場合によっては10倍以上の開きが生じることもあります。

実際の計算では、非財務情報も含めてあらゆる条件を考慮して最適な会社の価値を計算します。身近な「会社の価値」をざっくりと計算してみてはいかがでしょうか。

公認会計士試験合格者 浅野 良治

「春の七草」は皆さんご存じですよね。1月7に七草粥を食して1年の無病息災などを祈り、正月料理で疲れた胃を休めるものとして、その風習は現在でも続いています。では、秋にも七草があることはご存じでしょうか。

おみなえし、すすき、ききょう、なでしこ、ふじばかま、くず、はぎ

これら秋の七草は、山上憶良（やまのうえのおくら）が詠んだ2首の歌にちなんっています。

「秋の野に咲たる花を折りかき数ふれば  
萩の花 尾花 萩花 罂粟（なでしこ）の花  
姫部志（をみなえし）また藤袴 朝顔の花」（万葉集）

平安時代、貴族は花野（はなの）を歩きながら歌を詠むと、いう風流な遊びをしていました。花野に咲く秋の七草を月の光で愛でていたのかもしれません。

おみなえし、すすき、ききょう、なでしこ、ふじばかま、くず、はぎ、頭文字を並べてみると、「おさきなくふくは？」となり、親しみやすい言葉になります。

裏庭の萩が咲き始める頃、ふと、七草を生けながら、華道の先生に教わった若き日の情景が鮮明に思いだされます。あいにく最近は、自生している姿はあまり見かけなくなりましたが、「おさきなくふくは」と口ずさみながら、秋を見つけてはいかかでしょう。

辻節子

街文化

秋の七草

## 中野淑夫「お別れの会」のご案内

中野公認会計士事務所前所長  
一般社団法人地域企業振興協会会長 中野 淑夫 儀  
清友監査法人初代理事長

去る七月二十八日に永眠いたしました（享年八九歳）  
ここに生前のご厚誼を深謝し謹んでご通知申し上げます

なお葬儀は親族のみで相済ませました  
つきましては「お別れの会」を左記の通り執り行います

記

一、日時 令和四年十月十日 午後二時～四時

一、場所 ウエスティン都ホテル京都

西館四階「瑞穂の間」

- 右記ご都合の良いお時間に平服にてお越しくださいませ
- 当日は式典を行わず随時献花をしていただく形で執り行います
- 会場でのマスクの着用や入場時の検温等にご協力ををお願い申しあげます
- 駐車場は混雑が予想されますので公共交通機関のご利用にご協力をお願い申しあげます
- 誠に勝手ながらご香典・ご供花・ご弔電・ご供物の儀は固く拝辞申しあげます

一般社団法人地域企業振興協会  
清友監査法人 所長 中野 雄介  
中野公認会計士事務所 所長 中野 雄介



## 円安の要因



2022年3月4日に114.85円／米ドル(終値)だった為替相場は、7月14日には138.93円になり、24.08円(約2割)の円安ドル高となっています。これは、1985年9月22日にプラザ合意がなされ、3年間で238円から128円まで急激な円高ドル安が進んだ頃の水準に近くなっています。

果たしてこの円安はどこまで進むのか、また、その原因はどこにあるのか等を解説する記事もよく見かけます。為替相場がどのように決まるのかについては、通貨間の金利差であるという説や二国間のマネタリーベースの比であるという説が述べられています。

円安になると輸入価格が上昇し、石油も食料も原料も値上がりします。特に現在はウクライナ情勢の影響も多分にあると思われます。

一方、相対的に日本製品が安くなるため輸出は増加し、輸出価格を上げることもできるかもしれません。

マクロ経済学では、円安になるとGDPが増加するとされており、他国には不利ということで近隣窮乏化効果があるともいわれます。

2022年7月8日付の日本経済新聞には、「円安『プラス』製造業7割」の記事がありました。ただし、上海でのロックダウンの影響にみられるように国際的なサプライチェーンの相互依存により部品や原料が入ってこないため輸出品を製造できないという事態も生じているようです。

また、GDPが増えても、家計や内需対象の企業にその好影響が及ぶには時間がかかります。サプライチェーンについては、経済安全保障推進法の成立によりカバーされる部分もあります。

今後様々な施策が講じられることを期待します。

公認会計士 和田 司



中野公認会計士事務所  
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入  
TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

<http://www.nakano-cpa.com/>

発行人 中野 雄介

バックナンバーはこちらから  
ご覧いただけます



表紙写真

オリーブの木  
「平和への希望」